

現行相当サービス、緩和型サービスについての運営規程 に係る作成・変更手続き等について

現行相当サービス（予防給付型訪問サービス、予防給付型通所サービス）、緩和型サービス（生活支援型訪問サービス、短時間通所サービス）を提供するためには、各サービスに応じた運営規程をあらかじめ作成しておく必要があります。運営規程の作成・変更手続き等については、次の点にご留意ください。

（１）サービス毎の運営規程の作成と一体的な運営規程の作成について

運営規程の作成にあつては、サービス毎に、それぞれ個別の運営規程を作成することもできますし、各サービスが一体的に運用される場合にあつては、一体的な運営規程を作成することもできます。

①居宅サービス（地域密着型通所介護にあつては地域密着型サービス）、介護予防サービス、現行相当サービス、緩和型サービスの運営規程を個別に作成する場合

- ・各サービス毎に個別の運営規程を作成することで、それぞれの運営規程は、シンプルで分かりやすいものになります。
- ・複数の運営規程を管理する必要があります。

例：訪問介護、介護予防訪問介護、予防給付型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスの運営規程をそれぞれ個別に作成した場合、ひとつの事業所で4種類の運営規程を管理する必要があり、また、作成した4種の運営規程の概要を全て掲示する必要がある。

- ・既に指定を受けている、居宅サービス（地域密着型通所介護にあつては地域密着型サービス）及び介護予防サービスに係る運営規程については、特段の変更を加える必要がないため、制度移行に伴う運営規程の変更届は基本的に不要です。
- ・平成27年3月31日以前に、介護予防サービスの指定を受けている事業所（みなし指定の対象事業所）における現行相当サービスに係る運営規程にあつては、運営規程を新たに作成する必要はあるものの、運営規程の変更届は不要です。（サービス提供の開始に伴う、運営規程の新規作成となることから、変更届の対象となる「運営規程の変更」には該当しないものと判断します。）

②居宅サービス（地域密着型通所介護にあつては地域密着型サービス）、介護予防サービス、現行相当サービス、緩和型サービスの運営規程を一体的に作成する場合

- ・運営規程の管理、運用がシンプルになります。
- ・各サービスによって運営規程に記載すべき内容が異なるため、既存の運営規程に新たな内容を盛り込む等、大幅に変更を加える必要があり、運営規程の全部改正が必要となることも考えられます。
- ・既に指定を受けている、居宅サービス（地域密着型通所介護にあつては地域密着型サービス）

及び介護予防サービスに係る運営規程について、平成29年4月1日付で変更が生じることから、変更届の提出が必要になります。

<参 考>

上記 ① 及び ② の運営規程の作成方法を組み合わせることで、変更届の作成、提出手続き事務の省力化を図ることもできます。

例：平成29年3月31日時点で、通所介護及び介護予防通所介護の指定を受けている場合

<平成29年4月1日～5月31日>

予防給付型通所サービス及び短時間通所サービスの運営規程については、あえて通所介護、介護予防通所介護の運営規程と一体的な運営規程とはせずに、個別に新規作成した予防給付型通所サービス及び短時間通所サービス用の運営規程に基づきサービスを提供。

通所介護及び介護予防通所介護の運営規程については、既存の運営規程を活用。総合事業開始に伴う特段の変更は不要であり、平成29年4月1日付の運営規程の変更届は不要。

<平成29年6月～>

年に1度実施している、「従業者の職種、員数及び職務内容等に係る変更届出の特例」による変更届の提出タイミングにあわせて、一体的な運営規程を新たに作成。通所介護、介護予防通所介護、予防給付型通所サービス及び短時間通所サービスの全ての運営規程を全部改正し、変更届を提出。以降、当該運営規程に基づきサービスを提供する。

(2) 運営規程における文言・表現について

既存の運営規程を変更することで、現行相当サービス、緩和型サービスに対応した運営規程を作成するためには、サービス名称等の変更が必要になります。

なお、平成30年3月31日までの間は、介護予防訪問介護、介護予防通所介護も提供することができるよう、「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」等の文言・表現を削除せずに記載しておく必要がありますのでご注意ください。

① サービス名称について

現行相当サービス、緩和型サービスのサービス名称については、次のとおりとなります。

○通所介護関連サービスについてのサービス名称

サービス種別	運営規程に記載すべきサービス名称
居宅サービス	通所介護
地域密着型サービス	地域密着型通所介護
介護予防サービス	介護予防通所介護
現行相当サービス	予防給付型通所サービス
緩和型サービス	短時間型通所サービス

○訪問介護関連サービスについてのサービス名称

サービス種別	運営規程に記載すべきサービス名称
居宅サービス	訪問介護
介護予防サービス	介護予防訪問介護
現行相当サービス	予防給付型訪問サービス
緩和型サービス	生活支援型訪問サービス

○記載例

変更前記載例	変更後記載例
(事業の目的) 第1条 □□□□が設置する△△△ (以下「事業所」という。)において 実施する通所介護事業及び介護 予防通所介護事業は、・・・(略)	(事業の目的) 第1条 □□□□が設置する△△△(以下「事業所」 という。)において実施する通所介護事業、 <u>介護 予防通所介護事業、予防給付型通所サービス事業 及び短時間型通所サービス事業は、・・・(略)</u>

②遵守する法令について

遵守すべき法令について運営規程に記載している場合にあっては、現行相当サービス、緩和型サービスに係る遵守法令を追記してください。遵守する法令については、次のとおりとなります。

○遵守すべき法令の名称

サービス種別	遵守すべき法令名
通所介護／訪問介護	和歌山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第46号）
地域密着型通所介護	和歌山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第47号）
介護予防通所介護 ／介護予防訪問介護	和歌山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）
予防給付型通所サービス ／予防給付型訪問サービス	和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営並びに第1号介護予防支援事業の人員及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成28年規則第95号）
短時間型通所サービス ／生活支援型訪問サービス	(予防給付型通所サービス／予防給付型訪問サービスと同様)

③利用料について

利用料の表現については、次の記載例を参考に適切な表現に変更してください。

○記載例

変更前記載例	変更後記載例
<p>(利用料)</p> <p>第8条 介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該介護予防訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に記載のある負担割合に応じた額とする。</p>	<p>(利用料)</p> <p>第8条 介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該介護予防訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に記載のある負担割合に応じた額とする。</p> <p>2 <u>予防給付型訪問サービス又は生活支援型訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、「和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則(平成28年規則第94号)」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に記載のある負担割合に応じた額とする。</u></p>

④個別サービス計画の名称について

個別サービス計画の名称については次のとおりとなります。

○通所介護関連サービスに係る計画の名称

サービス種別	サービス計画の名称
通所介護	通所介護計画
地域密着型通所介護	地域密着型通所介護計画
介護予防通所介護	介護予防通所介護計画
予防給付型通所サービス	予防給付型通所サービス計画
短時間型通所サービス	短時間型通所サービス計画

○訪問介護関連サービスに係る計画の名称

サービス種別	サービス計画の名称
訪問介護	訪問介護計画
介護予防訪問介護	介護予防訪問介護計画
予防給付型訪問サービス	予防給付型訪問サービス計画
生活支援型訪問サービス	生活支援型訪問サービス計画